



第5回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催 について

2019年(令和元年)5月17日(金)、第5回社会保障審議会企業年金・個人年金部会が開催されました。同部会では、「企業年金の普及・拡大」に関して委員間で議論されました。また、「厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会における議論の経過」について事務局より報告がありました。

I. 議題

- (1) 企業年金の普及・拡大について
- (2) 厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会における議論の経過について

II. 事務局からの説明

- ✓ 事務局より、これまでのヒアリング等における主な意見(※1)が紹介されました。また、「企業年金の普及・拡大について」の資料をもとに、総論、中小企業向けの取組、柔軟で弾力的な設計(リスク分担型企業年金、定年延長に伴う確定給付企業年金の給付減額等)、特別法人税等について説明がありました。

(※1) ヒアリング等における主な意見

- | |
|---|
| ・ 公的年金を補完するためにも、企業年金のカバー率を向上させるべき。 |
| ・ 中小企業に無理に企業年金を持たせることが目的ではなく、一人ひとりの労働者の老後所得の確保をサポートすることが目的。 |
| ・ 企業規模に関わらず iDeCo+ の取組を可能とすることや、従業員数の拡大を検討すべき。 |
| ・ 特別法人税については、企業年金制度をより一層、普及・拡充させる観点で速やかに廃止すべき。 |

III. 委員からの主な意見

<中小企業向けの取組に関する意見>

- ✓ 2018年5月の法改正で、中小企業で簡易型確定拠出年金が実施できるようになったが、現時点に至るまで導入実績が無い。現実としては、中小企業が確定拠出年金を実施する場合には、総合型DCという枠組みを用いる事が太宗を占めるため、簡易型確定拠出年金はニーズがないと思われる。同制度は廃止を検討してはどうか。
- ✓ iDeCo+の導入にあたっては手続に3ヶ月かかるという問題がある。同制度の普及のために、手続を電子化することで手続期間の短縮を図るべき。
- ✓ iDeCo+について、役職毎の掛金額の設定は不可とされている。企業年金では役職に応じて掛金額を

設定するのが通常であるため、見直しを検討すべき。

- ✓ iDeCo+については対象が「企業年金を実施しておらず、使用する厚生年金被保険者が100人以下の中小事業主」に限定されているが、簡易型確定給付企業年金（500名）や中小企業退職金共済制度（300名）の人数基準と平仄がとれていない。制度普及のためにも基準の緩和を検討すべき。
- ✓ 中小企業向けの支援策としては、受託保証型確定給付企業年金、簡易な基準に基づく確定給付企業年金、簡易型確定拠出年金、中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）といったように複数存在するが、制度の存在や内容について理解が進んでいないため導入に繋がっていない可能性があり、広報的な視点でも検討すべき。
- ✓ 総合型DB基金は企業年金の普及に重要な役割を果たしている。AUPの導入など総合型DBのガバナンスが強化されたところであるが、ガバナンス確保を重視すると制度導入負担が大きくなり、導入の阻害要因となるのでバランスのとれた制度となるよう検討すべきである。

<柔軟で弾力的な設計に関する意見>

- ✓ 定年延長に伴い確定給付企業年金が給付減額と判定されると、給付減額に該当する者の個別同意が必要となっているが、これは労使、行政に大変な負荷がかかっているため効率化の必要性がある。一方で、受給権保護のためにも給付減額の手続きについては慎重に対応する必要があり、どのように折り合いをつけるか検討すべきである。
- ✓ 政策として長期雇用を推進しているが、雇用延長の期間について退職ポイントを積まないのは問題であり、雇用問題と年金問題を合わせて検討すべきである。
- ✓ リスク分担型企業年金導入後の企業年金の合併時（事業所の追加含む）は、給付減額手続として個別の同意等が必要となっているが負担が大きいため、合併時に基準ラインを上回っている場合でも個別同意を取得するのは酷ではないか。

<特別法人税に関する意見>

- ✓ 特別法人税については、企業年金制度普及のために廃止すべき。
- ✓ 日本の税制度においては給付段階で控除額が大きく、給付時課税が実態として成り立っていないという考えが税当局にあると思われるため、退職所得控除と併せて特別法人税撤廃の議論をすべき。

IV. 事務局からの報告

- ✓ 厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会における議論の経過について事務局から報告があり、委員からは特段の意見はありませんでした。

V. 次回について

最後に、次回同部会の日程については、各委員のスケジュールを調整したうえで決定すると事務局から報告がありました。

VI. 資料等

- 配布資料等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04714.html

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-5404-3081